

働き盛り世代の健康セミナー 第2回「埼玉県の受動喫煙防止対策の取組について」
埼玉県保健医療部健康長寿課 健康増進・食育担当

これから埼玉県の受動喫煙防止対策の取り組みについて説明させていただきます。

私は埼玉県庁県保健医療部健康長寿課の守屋と申します。

よろしくお願いたします。

では、埼玉県の受動喫煙防止対策の取り組みについて説明させていただきます。

右側のピクトグラムは、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市ですね、9都県市が共通して使用している児童喫煙防止対策のピクトグラムとなっております。

9都県市で児童喫煙防止対策に積極的に取り組んでおります。

では、受動喫煙による健康への影響について説明させていただきます。

受動喫煙は、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることであり、この煙に含まれる有害物により、様々な健康への影響があるとされています。

自動規定によってリスクが高まる病気には、肺癌、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群が挙げられます。

これらの病気はそれぞれ受動喫煙を受けなかった時と比べ、肺癌で1.3倍、虚血性心疾患で1.2倍、脳卒中は1.3倍、乳幼児突然死症候群は4.7倍も病気になるリスクが高まる高まります。

また、受動喫煙を受けなければ、これらの病気により日本国内では年間約1万5,000人が死亡

働き盛り世代の健康セミナー 第2回「埼玉県の受動喫煙防止対策の取組について」
埼玉県保健医療部健康長寿課 健康増進・食育担当

せずに済んだと推計されております。

それでは次に、改正健康増進法の概要について説明させていただきます。

2020年4月1日から改正健康増進法が施行されました。

これにより、第二種施設、いわゆるオフィスや飲食店といった施設は、原則屋内禁煙となりまして、たばこを吸うためだけの部屋である喫煙専用室の設置、アイコス、グロー、プルーム・テック等に関り、飲食をしながら喫煙ができる加熱式たばこ専用喫煙室を設置できるようになりました。

よくアイコス等を電子タバコとする表記も見受けられますが、法律上は加熱式たばこでありまして、規制の対象となります。

更に喫煙室を設置する場合は、室外への煙の流出防止措置を取らなければなりません。

また、法の経過措置といたしまして、三つの要件をすべて満たす小規模飲食店は、既存特定飲食提供施設と言いまして、店全体を喫煙可能とすることができる喫煙可能室を設置することができます。

その三つの要件とは、右上の※1に書かさせていただいてあります通り、

- ・2020年4月1日時点で営業していること。
- ・資本金または出資の総額が5,000万円以下であること。
- ・客席面積が100平米以下であること。

この三つが要件となっております。

働き盛り世代の健康セミナー 第2回「埼玉県の受動喫煙防止対策の取組について」
埼玉県保健医療部健康長寿課 健康増進・食育担当

さらに埼玉県では、2021年4月1日から四つ目の要件といたしまして、従業員がいない場合、またはすべての従業員から喫煙可能室を設置している飲食店で勤務することの書面による承諾を経ている場合、に喫煙可能室を設置できることとなりまして、これを満たさない場合は、喫煙可能室を設置することはできません。

これは、2021年4月1日以前からすでに喫煙可能室を設置している飲食店も同様でありまして、従業員が働いているのであれば、その方から承諾をえなければなりません。

喫煙可能である場合、場所を設ける場合は、施設の出入口と喫煙できる部屋に、標識の掲示が義務づけられており、掲示する標識は設置する喫煙室で行っているため、国のホームページからダウンロードし、として掲示してください。

なお、法では禁煙の施設の標識掲示までは求めていません。

その他、喫煙可能部分は20歳未満の立ち入りを禁止しております。

客層等により禁煙とするか、喫煙室を設置するか、経営判断していただければと思います。

なお、時間分園、訪問の概念にはありません。そのため、喫煙可能室を設置した飲食店が、ランチタイムは禁煙だとしても、20歳未満の立ち入りは、1日を通して禁止です。

喫煙可能室を設置した場合は、法律に基づく届け出を管轄保健所に提出する必要があります。

その他、2020年4月1日から条例に基づく届け出も提出です。

働き盛り世代の健康セミナー 第2回「埼玉県の受動喫煙防止対策の取組について」
埼玉県保健医療部健康長寿課 健康増進・食育担当

また、客席面積100平米以下や、資本金が5,000万円以下が以下であることがわかる図面や登記等、2,000人保存しておく必要があります。

さらに、2021年4月1日からは、条例に基づく書類も併せて保存する必要があります。

これにつきましては、次のスライドで説明させていただきます。

条例は、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現を目的として、2020年3月に公布されました。

条例では、県は受動喫煙防止に関する総合的な施策の策定と実施が責務となっており、

- ・県民は県施策への協力と他人に受動喫煙を生じさせることのないように努めること。
- ・保護者は2000年の受動喫煙の防止に努めること。
- ・事業者は、県施策への協力と、受動喫煙を防止するための環境整備に努めるよう定めております。

先ほど説明いたしました通り、条例では、既存特定飲食撤去施設が喫煙可能所設置する要件の、上乘せを定めております。

具体的には、従業員がいない場合、または全可能室を設置している施設に勤務することについてのすべての従業員からの書面による承諾を得た場合となっております。

これに違反し、例えば従業員の承諾をえずに、喫煙可能性を設置した場合は、罰則が科されますので、注意してください。

また、従業員の承諾が必要な場合というのは全部で四つあります。

①新たに喫煙可能等する場合：これは2021年4月1日以前にすでに喫煙可能所設置した飲食店も含まれます。

②喫煙可能室を設置した飲食店が営業更新をする場合

③すでに喫煙可能室を設置した飲食店が新たに従業員を雇用する場合

④すでに喫煙可能室を設置した飲食店従業員が転入する場合です。

①番②番は、すべての従業員から、③番④番は総従業員から承諾書を取り、法で規定されました、保存書類と併せて保存する必要があります。

①番で喫煙可能所設置した場合に、従業員から承諾書を取得していたとしても、②番の営業許可更新の際は、再度改めて承諾書を取得する必要がありますので、注意してください。

なお、従業員がいない場合は、従業員がいないことを、示す書類、例えば賃金の支払いがないということを示す確定申告書等の書類が、保存する必要があります。

さらに、同居親族働いている場合は、関係を示すための住民票等の保存が必要となります。

次に埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度について説明させていただきます。

先ほど説明いたしました通り、受動喫煙により肺癌のリスクが1.3倍になる。

健康への影響が大きいことから、各事業者においても、児童喫煙を防止する取り組みは非常に大切です。

埼玉県では、屋内に喫煙室を設置し、市内で、かつ、敷地内にも灰皿を設置しないという、敷地内禁煙。屋内に喫煙室を設置せず、かつ、敷地内に灰皿等を施設の出入口付近や近隣

働き盛り世代の健康セミナー 第2回「埼玉県の受動喫煙防止対策の取組について」
埼玉県保健医療部健康長寿課 健康増進・食育担当

住居近くに置かない等、周囲の状況に配慮している屋内禁煙、この二つに取り込む公共施設や民間施設に対する認証制度を、2019年6月1日から開始しております。

認証申請すると、認証証と独自ステッカーを配布するほか、県ホームページ等で、PRを行っております。

2020年10月末現在で、3,619施設を認証しております。

その他、認証制度の取り組みといたしまして、埼玉県では、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる区域を推進するため、区域に対する認証も行っております。

ラグビーや、オリンピックパラリンピック会場の周辺の区域認証を進めておりまして、今後は、他の市町村に展開できればということを考えております。

2020年10月末現在の実績といたしましては、熊谷市ラグビー増員を認証しております。

このほか埼玉県では2012年4月1日から、健康長寿サポーター制度を実施しております。

健康長寿サポーターとは、県民の方がみずから健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を周りの方々にも広めてもらう方でありまして、生活習慣病の予防に着目いたしまして、特定健診や食運動などの生活習慣の改善について、知識を習得してもらうため、健康長寿サポーター養成講習を県や市町村で実施しています。

養成講習を受け、終了テストに合格された方には、この健康長寿サポーター応援ブックを交付しております。

働き盛り世代の健康セミナー 第2回「埼玉県の受動喫煙防止対策の取組について」
埼玉県保健医療部健康長寿課 健康増進・食育担当

健康長寿サポーターになると交付されるサポーター応援ブックには、たばこによる健康への影響に関する項目も記載されております。

たばこの場合については、喫煙者本人の健康への影響だけでなく、周囲の方への健康影響、特に受動喫煙に関する、影響についても記載し、周知啓発に努めています。

たばこの煙を主として有害物質を長期に、吸入することによりまして生じた範囲の炎症性疾患である慢性閉塞性肺疾患(COPD)の周知も行っております。

他にも、メタボ予防のための特定健診の重要性や食・運動など、普段の生活の中で取り組める健康づくりのヒントが記載されております。

大きさもコンパクトでありまして、携帯しやすいサイズとなっております。

ぜひ、健康長寿サポーターになっていただければと思います。

最後に、これら、施策によりまして、埼玉県では望まない受動喫煙を防止のために、様々な取り組みを推進していきます。

それで、埼玉県の受動喫煙防止対策に対する取り組みの説明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。